

山形県体育館における低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分業務委託仕様書

1 目 的

山形県体育館に保管されている低濃度PCB廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分を行う。

2 業務の期間

契約日から令和 8 年 3 月31日まで

3 低濃度PCB廃棄物の保管場所及び種類・数量等

所在地：山形市霞城町 1 番 2 号

施設名：山形県体育館

種類	保管場所	総重量	定格容量	製造者	型式	製造年月	分析結果 報告書
変圧器	地下室	922kg	200KVA	東芝	HCR-P3	S41. 1	有
三相誘導電圧 調整器	地下室	1, 300kg	250KVA	日本電気 精器	—	S41. 3	有

4 業務の内容等

- （１）受注者は、廃棄物処理法、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及びその他関係法令を遵守のうえ、３に記載した保管場所から低濃度PCB廃棄物（容器等を含む）を収集し、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等へ運搬するものとする。
- （２）運搬先の無害化処理認定施設等では、適正に処分するものとする。
- （３）受注者は、本業務に関する計画書を発注者が指示する期日までに作成し、提出するものとする。
- （４）本業務に必要な収集運搬に係る運搬容器や車両等の機材については、受注者において調達すること。
- （５）受注者は、PCB漏れ等の事故を発生させないこと。万が一PCB漏れ等の事故が発生した場合には、直ちに汚染防止の措置を取るとともに、その責任は受注者が負うこと。
- （６）本業務の実施に際して、新たに発生したPCB汚染物については、発注者の責任において保管する。ただし、そのPCB汚染物の発生について受注者の責に帰すべき理由がある場合には、この限りではない。
- （７）収集運搬業務にあつては、保管場所からの搬出作業を含むものとし、発注者と調整しながら行うものとする。
- （８）受注者は、本業務の実施に当たっては発注者の建物、設備及び工作物等が破損又は汚染しないよう注意し、必要な養生を行うこと。また、万が一損傷等を与えた場合は、直ちに従前の状態に復旧することとし、その費用は受注者が負担すること。
- （９）廃棄物の搬出に当たり、保管場所内の備品・物品類を一時的に移動させる必要が生じた場合は、発注者と協議のうえ、移動させることができる。

5 適正処理に必要な情報の提供

NO	項目	情報提供
1	当該産業廃棄物の性状及び荷姿	・ 3 のとおり
2	通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	・ 通常は腐敗しない。 ・ 密閉状態のため、通常は揮発しない。

N0	項目	情報提供
3	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	・混合することでP C B汚染物が増えるおそれがある。 ・破損時にP C Bが流出することにより、P C B汚染物が増え、環境汚染及び健康被害のおそれがある。
4	委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係るN o． 1～N o． 3の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項	・書面により提供する。

6 その他

- (1) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする